

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和4年2月24日（木曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後1時55分
場 所	市役所本庁舎7階 全員協議会室		
出席委員 (8名)	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 加嶋 辰史、石田憲太郎、星見 健蔵、横山 明 秋山 智博、砂田 典男		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	主査兼議事係長 毛利 元 調査係主事 福田 佳菜		
出席説明員	<p>【総務部】</p> <p>総務部長 浅井 俊彦 次長兼総務課長 富田 恵子 総務課公文書管理室長 有元 薫治 総務課課長補佐 蔵増 彩 次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課課長補佐 宮崎 学 次長兼職員課長 塩谷 範夫 職員課課長補佐 藤田 浩一 次長兼検査契約課長 下田 俊介 検査契約課課長補佐 河上 昌輝 次長兼財産経営課長 一村 泰志 財産経営課課長補佐 中村 和範 資産活用推進課長 戸田 昭弘 資産活用推進課課長補佐 福井 一朗</p> <p>【総務部 税務・債権管理局】</p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 坂本 宏仁 次長兼収納推進課長 吉田 彰克 収納推進課課長補佐 池原 章博 固定資産税課長 中島 辰哉 固定資産税課課長補佐 山本 泰史 市民税課課長補佐 谷本 泰志</p> <p>【総務部 人権政策局】</p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 武田 敏男 人権推進課課長補佐 太田奈津美 男女共同参画課長 池上 朱美 男女共同参画課課長補佐 蜂谷 知哉 中央人権福祉センター所長 川口 寿弘 男女共同参画センター所長 安本 哲哉</p> <p>【危機管理部】</p> <p>危機管理部長 乾 秀樹 危機管理課長 植田 孝二 危機管理課参事 岸本 誠 危機管理課課長補佐 太田 瑞穂</p>		

	<p>【監査委員事務局】</p> <p>事務局 長 富山 茂 事務局 次長 川口 悦代 局長 補佐 富田 久人</p> <p>【選挙管理委員会事務局】</p> <p>事務局 長 小嶋 宏 事務局 次長 馬場 睦雄</p> <p>【出納室】</p> <p>会計 管理者 中村 理人 出納室室長補佐 井上 拓也</p> <p>【市議会事務局】</p> <p>事務局 長 森山 武 事務局 次長 植田 光一</p>
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時58分 開会

【総務部・危機管理部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

() おはようございます。

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開催いたします。

本日の日程でございますが、まず、総務部先議分の説明、質疑、討論、採決、続いて、先議外の議案説明、陳情審査、報告、令和4年度当初予算の説明、その後、各種委員会という流れとしております。企画推進部、市民生活部の所管分につきましては、2月25日、あしたとしております。

なお、令和4年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行いますので御承知ください。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

まず初めに、浅井部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○浅井俊彦総務部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、浅井総務部長。

○浅井俊彦総務部長 はい。総務部長の浅井でございます。本日は議案の説明並びに審議のほうよろしくお願ひ申し上げます。

最初でありますけれども、2点ばかり、まず、新型コロナウイルスの関係ではございますけれども、昨日4階の職員のほうが1名、陽性が確認されました。これは家族の方が陽性になられて、その濃厚接触ということで検査をしたところ、昨日陽性が判明したということでございまして、本日は近くの座席の職員を含めて、現在、自宅待機をさせておまして、本日保健所のほうからの対応で検査を行わせていただくと。この関係で、若干、別の文教経済委員会のほうにも日程の変更をお願いをさしあげてるといような状況でございます。

併せまして、本会議等、代表質問等でも、保健所の体制強化につきまして、いろいろ御質問等をいただいておりますけれども、本日付で10名の事務職員のほうを兼務の発令を行って、体制強化を図っております。保健師の方の業務を一部、この事務職員のほうで担わせるというような対応で体制強化を図っていきたいと思います。今後の陽性判明等の状況によりまして、この期間、一応3月の14日までというような短期間の対応ではございますけれども、状況に応じて、延長等もまた検討させていただきたいというふうに考えております。

2点目が、マスコミ等の報道でもございましたけれども、2月17日付で、2件の懲戒処分、職員のほうの処分を行っております。1つは、福祉部の職員でありましたけれども、生活保護関連で、事務の遅滞というようなことで、事務のほうを怠っておったというようなことで、こちらにつきましては、23件で143万円の返還金を生じたというようなことで処分をさせていただいております。戒告処分ということでございます。こちらにつきましては、ほぼ23件、皆さんのほうに、返還金が生じておりますけれども、御説明申し上げて、分納の方が一部いらっしゃいますが、全ての方の返還は終わるという見込みとなっております。

もう一つのほうが、人権政策局のほうの、私どものほうの所管の職員であります。こちらのほうは3か月の停職ということで、業務でボランティア的に支援をいただいている市民の方に対して、これはインスタグラムのダイレクトメッセージのほうで、約40件のメッセージを一方的に送りつけて、先方の方が若干体調のほうも不良を訴えられておるといったようなことがございます。過去にも、同じ処分の履歴があるものですので、今回も停職3か月というような格好での処分をしたところでございます。2月の17日付で、副市長名で全職員のほうに、綱紀肅正のほうを、今回の事例の紹介した上で、綱紀肅正の文書ということで、再発の防止の徹底を図っていくということでございます。御迷惑をおかけしておりますので、この場で、改めておわびを申し上げたいと思います。以上、2点ばかり御報告いたしました。本日は御審議のほうよろしく願いいたします。

議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速、先議分の審査に入ります。議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、坂本税務・債権管理局長。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。それでは、2月の補正予算につきまして、お手元の資料1に従いまして説明を、歳入からさせていただきます。まず、2ページを御覧ください。市税の個人市民税と法人市民税です。令和3年度の当初予算では、市税の見積りにつきましては、コロナ禍で、初めて通年で予算編成を行うということもありましたので、少し慎重に、堅めに予算を見積もっておりました。しかしながら、実際、年度末に近づきますと、調定額、それから収納率のほうも、収納推進課の徴収努力もあって、前年同時期に比べて徴収率が上がっておりますので、少し増額が見込めるということで、個人市民税の現年は3億6,672

万8,000円の増、それから、滞納繰越分につきましては、2年度から3年度にかけての繰越しが、コロナ禍であったので出てくるだろうと見込んでおったんですけども、2年度中の収納がかなり多くできておりますので、こちらは減額の補正、減額の1,714万円の補正となっております。

同じく、法人につきましても、見込んでおったところよりも、逆に、コロナ禍で特需が起きたような産業がありまして、そちらのほうの業績がすごく伸びておったものですから、5億3,156万円の増額補正をお願いするものです。それから、滞納繰越分は、先ほどの個人と同じように、見越しておった滞納繰越分が少し減りましたので、701万4,000円の減額補正となっております。以上です。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。それでは、3ページのほうに移っていただきまして、税収の見込み、先ほど御説明ありましたとおり、その後、利子割交付金から、いわゆる交付金の決算見込みに応じた予算を計上しております。主なものだけを御説明させていただきます。

中ほどの配当割交付金でございます。補正額は5,620万4,000円でございます。補正後額は1億4,822万8,000円ということでございます。こちらは、県税でございます。株式を配当する、株式配当の5%が県税で入ります。これを市のほうに交付金として一部交付されるというものでございまして、株式市場が、非常にコロナの影響で減収になるというふうに見込んでおりましたけども、予想以上に取引が増加をしているということでございまして、かなりの増額になったということでございます。

続きまして、その下の款5でございます。株式等譲渡所得割交付金でございます。こちら5,302万9,000円の増額ということで、補正後額が1億4,439万9,000円ということでございます。こちらは、株式を譲渡した場合に、所得に対して5%県税として課税されるものでございまして、先ほどと同等の株式市場の取引が増加したということでございます。

続きまして、4ページでございます。款11 地方交付税でございます。補正額が29億3,638万円ということでございます。こちらの内容のところに書いてありますとおり、普通交付税の実績確定に伴うものの増ということでございます。普通交付税は、決定額が少しちょっと口頭でございますけども、225億6,767万9,000円、こちらが、12月24日付の最終交付、普通交付税の決定額ということになります。特別交付税が18億1,360万4,000円、こちらは既存の補正前額の中に入っているものでございまして、両方足したものが、今回補正後額のほうに上がっております243億8,128万3,000円ということになります。この交付税の額が非常に大きく増えたのと、代わりに、また後で御説明をさせていただきますけども、臨時財政対策債のほうがその分、減っておると、いわゆる振替のものが大きなものということでございますので、このたびは交付税を増額するというところでございます。

それから、次の5ページのほうに行ってくださいまして、一番下のところでございます。款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 が 総務費 国庫補助金 でございます。こちら減額の1億3,005万

8,000円ということですが、こちらは、新型コロナウイルス感染症の省庁分の臨時交付金ということですが、超高速情報通信基盤整備事業、こちら、次の企画推進部のほうで御説明があると思いますが、こちらのほうの実績が8,413万2,000円の減額と。それから、文教経済のほうでございますが、営業時間の短縮等の影響緩和給付金ということで、10万～30万、飲食業でございます。それから、タクシーのほうには、大きいところでは50万～100万の範囲内で交付をさせていただいております。こちら、実績によって減額になっております。こちらが4,501万5,000円ということですが、それ以外にも幾らかございまして、トータルで1億3,005万8,000円の減額ということでございます。

続きまして、ちょっと飛んで8ページでございます。款19繰入金、目が基金繰入金でございます。このうちの一番上のところになります3億900万円でございます。内容のところ、減債基金繰入金が減額の3億900万でございます。こちら、昨年度のコロナの影響で、猶予債のほうも借りて執行したわけですが、こちらの償還が令和3年度に始まっておりまして、こちらは、一応基金、減債基金から取り崩して充てるというふうな当初予算の御説明をさせていただきましたが、先ほど増額の増額がございましたので、こういったものを計上させていただいて、基金からの繰入金は行わないという処置をさせていただきたいというものでございます。

続きまして、飛んで十、すみません、以上でございます。

○戸田昭弘資産活用推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、戸田課長。

○戸田昭弘資産活用推進課長 はい。続きまして、予算説明資料は9ページになります。雑入の上から4番目の広告料収入、46万2,000円です。予算書は52ページとなります。款は21の諸収入、項5の雑入、目2の雑入でございます。これは、新たな財源確保策としまして、職員用パソコンのグループウェアログイン時の画面に、企業広告を掲載いたしまして、広告料を得ようとするものでございます。昨年5月に開始いたしまして、本年3月まで、各月1社、年間では4社の広告掲載を行うものでございまして、年間で、46万2,000円の広告料を見込んでおるものでございます。広告掲載企業及び広告料は、年度当初に公募により、月単位で募りまして、一番高い広告料を応札した企業を、その月の広告掲載企業に決定して実施しているところでございます。広告料は2万円～5万円で、平均4万2,000円となっているところでございます。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課の河口でございます。続きまして、10ページのほうをお開きください。目臨時財政対策債でございます。先ほど、御説明を少し交付税のところでさせていただきましたが、国のほうの地財計画に基づきまして、振替を行われたということですが、額としましては21億5,106万円、こちら減額をさせていただきました。発行額、最終発行額でございますけれども、24億4,894万円、こちらのほうを、令和3年度の臨時財政対策債として発行させていただくというものでございます。

以上で、歳入のほうの説明を終わります。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。続きまして、職員課、塩谷です。続きまして、歳出の主なものを、説明のほうをさせていただきます。11 ページを御覧ください。中ほど、総務費、総務管理費、人事管理費、研修参加費のうち、研修関係事務費でございます。450 万円の減額ということで予定しております。内容としましては、新型コロナの影響で、県外の派遣研修の中止でありますとか、大規模な地方研修の中止というようなことで、減額ということになります。研修の機会というのは、オンライン研修等を行っております、研修の機会は確保しているという状況でございます。

続きまして、その3つ下でございます。衛生管理費でございます。こちらのほう 320 万 4,000 円の減額というものでございます。内容としましては、こちらのほう、正職、非常勤職員等の定期健康診断、あとは人間ドッグ等の費用でございます。当初の段階では、受診する職員数を最大で見込んでおりますので、年度途中で病休でありますとか、育休でありますとか、産前・産後休暇等々で、受診者のほうが減ったりしておりますので、その辺りの影響で減額ということでございます。以上です。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。財産経営課、一村です。資料1の12ページの中段辺りの庁舎管理費のうち一番下、本庁舎等管理費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）を御覧ください。所属別事業一覧は、5ページのナンバー25となります。内容は、駅南庁舎1階の鳥取市保健所の執務室内に、アクリルパーティションを設置するものでございます。これまで保健所の執務室には、自前で対面用の簡易なビニールカーテンを設置しておりましたが、このたび、保健所のほうから、アクリルパーティションの設置の依頼がありまして、本庁舎の1階・2階と同じような形に準じて、同等のものを駅南庁舎の1階に設置するものでございます。対面用として134枚、両サイド用として257枚、計391枚、額にして112万2,000円の補正を行うものでございます。感染防止の観点から予算内で流用させていただきまして、2月3日に設置済みとしております。以上です。

○戸田昭弘資産活用推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 戸田課長。

○戸田昭弘資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、戸田です。続きまして、その下の事業でございます。総務費、款総務費、項総務管理費、目財産管理費で、事業名はファシリティマネジメント推進事業費でございます。予算書は68ページ、補正予算事業一覧は、5ページのナンバー30となります。補正額は293万1,000円の減、補正後の額は4,949万4,000円となります。これは、公共建築物の第12条点検や消防設備点検など、各種業務委託料の実績見込額として、293万1,000円を減額するものでございます。以上でございます。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。それでは、13 ページのほうにお進みください。行財政改革課、河口でございます。13 ページの一番上段でございます。基金積立金、補正額が5億7,246万円ということでございます。こちら、ふるさと納税の4月～12月に納付いただいたものでございまして、合計2万5,699名の方から頂いたものでございます。こちらにつきましては、令和4年度当初予算で取崩しを行いまして、充当をさせていただくものでございます。なお、1月～3月、現状、今頂いてるふるさと納税につきましては、専決予算のほうで計上したいというふうに考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 富田次長。

○富田恵子総務部次長兼総務課長 はい。総務課、富田でございます。同じく13 ページ、総務費、総務管理費、諸費、市制施行記念式典費、式典関係費でございます。名誉市民章及び特別名誉市民章の作製に係る費用でございます。143万9,000円計上しております。この特別名誉市民は、姉妹都市など鳥取市との友好親善に多大な貢献をした市の賓客に敬意を表し、称号を贈るものでございます。今回7人目となります。令和3年11月20日、ドイツ・ハーナウ市との姉妹都市提携20周年記念事業において、両市の友好親善に多大な貢献をされましたゲルトルート・ローゼマン氏に特別名誉市民の称号を授与されたため、特別名誉市民章の作製が必要になったものでございます。

次に、名誉市民について説明いたします。鳥取市では、鳥取市名誉市民に関する条例第1条に規定するところにより、鳥取市名誉市民の称号を贈り、その功労に報いるとともに、後世までその功績を顕彰することとしており、昭和42年から始まり、これまで12名の方に名誉市民の称号を贈っております。このたびの2月議会において、徳田平一氏を鳥取市名誉市民として、その称号を贈る内容の議案が上程されたため、名誉市民章の作製費用を準備するものでございます。簡単な経緯を申しますと、6月7日に、鳥取市名誉市民の選定に係る庁内検討委員会を開催し、その協議を踏まえた上で、市長が候補者案を決定、諮問を、鳥取市名誉市民及び特別功労表彰選考審議会のほうに出したものでございます。7月20日、11月11日と2回にわたって審議を行われ、1月11日に、鳥取市名誉市民の選考についての答申を会長のほうから市長へ提出されました。それを受けまして、このたび市議会のほうに議案が上程されたものでございます。補正予算143万9,000円の内訳でございますが、特別名誉市民の本章1個33万円、型代が59万2,000円、名誉市民賞43万3,000円、審議会委員報酬8万4,000円となっております。以上でございます。

○戸田昭弘資産活用推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 戸田課長。

○戸田昭弘資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、戸田です。続きまして、同じく13 ページの一番下の事業でございます。款総務費、項徴税费、目税務総務費の税務事務費における、ふるさと納税推進事業費でございます。予算書は72 ページ、補正予算事業一覧は、5 ページのナンバー31となります。補正額は2,871万円、財源はその他財源、これは出店手数料となります。返礼品代金の18%でございます。491万4,000円、一般財源は2,379万6,000円をお願いする

ものでございます。補正後の額は2億9,968万円となります。これは、本年度のふるさと納税が好調に伸びておりましたことから、必要経費を見込みまして12月補正したところでございますが、その後の推移から、寄附額の増加がさらに見込まれまして、最終的に寄附額は6億2,600万円、12月補正からは、9,100万円の増を見込んでいるところでございます。ちなみに、1月末の寄附額ですけれども、約5億8,000万円となっております。これに伴いまして、返礼品の調達経費2,730万円、外部ウェブサイト利用手数料などの諸経費140万5,000円、また、会計年度職員人件費5,000円、これらの増額を見込み、補正をお願いするものでございます。

また、企業版ふるさと納税につきまして、国の認定を受け、本年度より開始しております。本年度の寄附は、3件で710万円を見込んでおります。これに伴う歳出は、寄附金の受領証送付や、100万円以上の寄附企業に対します感謝状贈呈経費、このたびは2件でございます、などがございます。トータル5,000円程度の執行を、既決予算の範囲内で見込んでおるところでございます。以上でございます。

○中島辰哉固定資産税課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 中島課長。

○中島辰哉固定資産税課長 はい。固定資産税課、中島です。めくっていただいて14ページになります。賦課徴収費、賦課事務費でございます。補正予算事業一覧は、6ページのナンバー34、賦課事務費でございます。これは、事業実績見込みによる増額で、補正前の予算額1,706万2,000円に対し、一般財源で1,256万4,000円の増額をお願いするものです。内訳ですが、普通旅費と負担金の実績がそれぞれないものですから、15万1,000円、2万4,000円が皆減となったほか、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予申請の案内文書の封入、それに伴う郵便料金の追加といった事務が生じまして、通信運搬費が31万9,000円、事務事業委託費が25万5,000円、それぞれ増額となっております。また、固定資産税の過年度分の課税誤りに関する補填金として、当初360万円の予算としていましたが、本年度、令和3年7月に公表になった都市計画税の誤課税なども含めて、最終的に19件、1,576万5,000円が見込まれることから、その他償還金、加算金の不足額1,216万5,000円を増額させていただくものです。以上です。

○吉田彰克税務・債権管理局次長兼収納推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 吉田次長。

○吉田彰克税務・債権管理局次長兼収納推進課長 はい。収納推進課、吉田でございます。資料は同じく14ページ中ほどになります。賦課徴収費の還付金でございます。補正事業一覧のほうは6ページ、ナンバー37の還付金というところでございます。9月補正で増額補正をさせていただいたんですけども、その見込みより多くの市税の還付が発生いたしましたことから、1,047万9,000円の増額補正を計上させていただいたというものでございます。以上でございます。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。それでは、それ以降は決算実績に伴うものが主なものでございますので、ちょっと飛んでいただきまして18ページでございます。款・項、公債費でございます。目、まず元金のところでございます。

補正額が1,160万9,000円ということでございます。こちら、臨時財政対策債が今あるわけでもございますが、こちら公的資金ということで、財務事務所、財務省と直接の借入れを行っているというものでございます。こちら、10年後に見直しを行うものが、見込みより少し上がってきたということでございます。ちなみに、率でいきますと、10年前が1.10%、こちらで借入れを行っておったものでございますが、近年、令和2年5月の直近の借入れでいきますと、0.08%でございましたものが、この令和3年の、3年度の借入れが0.04%までちょっと上がっております。こういった関係で、少し見込みより元金の償還の部分が増えてきたということでございまして、1,160万9,000円が増額ということでございます。

続きまして、その下でございます。目利子でございます。長期借入金利子償還金でございます。こちら332万円の増ということでございます。こちらも、先ほどと同様、公的資金の利率の増、こちら財務事務所ともう一個、地方金融公庫という公的資金のところからでございますが、こちらのほうの利率のほうも少し上がってきております。0.06%になってきているということでございまして、結果的に、それより利息が増えましたので、332万円計上させていただくものでございます。

以上で、一般会計の補正予算の説明を終わりたいというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。説明いただきました歳入で、本日お配りいただいている予算説明資料の3ページ、款市税、項6都市計画税ですけれども、全体の額として都計税の補正額が、思ったより大きくなってまして、そもそもの補正前額を比べると、すごい都計税がたくさんになったんだということなんですけれども、この要因といいますか、こういったことで、こういう7億円という額になるのか、もう少し詳しくお伝え願えますでしょうか。

○中島辰哉固定資産税課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 中島課長。

○中島辰哉固定資産税課長 はい。固定資産税課、中島でございます。委員のおっしゃるとおり、総額で5億2,974万7,000円のうち、補正額ということで現年度分7,018万9,000円ということで、かなり高額になっております。これにつきましては、固定資産税も併せてなんですけれども、令和3年度については、コロナウイルスの関係で軽減しているものがございまして、最終的に、こちらのほうが3億5,400万円程度、固定資産税・都市計画税合わせたところを出てまいりました。これを当初予算計上するに当たりまして、若干、その固定と都市計画税の配分というようなどころで見積りの誤りがあったようで、その結果としてちょっと過大な決算の見込額として7,000万ということで、当初の見積りがちょっと少な過ぎたのかなというふうに思っております。

あと、市民税のほうでも御説明がありましたけれども、徴収率のほうも当初98%と見込んで

おりましたが、決算見込みでも98.5%と向上する見込みであることから、その辺りのところも影響はありますけれども、大きな要因としては、ちょっとコロナの軽減の部分、見積誤りが当初あったということで、御理解いただければと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員に申し上げます。言葉は聞き間違いを招かないように、省略しないように。固定資産税、都市計画税、はっきり申し上げます。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、そのほか。はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 資料の2ページの一番下の段の市たばこ税ということで、滞納繰越分9万4,000円ということですが、これ、どういう内容なのか、お聞かせください。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 坂本局長。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。市民税課、坂本です。こちらにつきまして、令和2年度にキャラクターたばこを製造する会社、本社は大阪にあるんですけども、そちらのほうが、納税すべき金額がこの金額でして、それについて未収金となりましたので、3年度に繰り越す際に、当初予算にはちょっと未収になるかどうか見込めませんでしたので、当初予算に計上しなかったものが、2年度中の未収という形になりましたので、その全額をこのたび3年度の補正予算で計上するものです。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほかございますか。よろしいですか。

◆加嶋辰史委員 歳出よろしいですか。

◆吉野恭介委員長 はい。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 すみません。そうしましたら、歳出のほうに質問やらせてもらっていいでしょうか。財産管理費で庁舎管理費は、全体で、予算書だと3,378万9,000円ということになってまして、今説明いただいた部分のほかに、どこの課のものでこういった額になるか分かりますでしょうか。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。財産経営課、一村です。ちょっとお調べして、またお答えさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑ありますか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 資料の11ページの職員課のほうの研修参加費のところなんですけど、450万減額で、コロナ禍なのでということで、オンライン等々ではやってるということなんですけど、この予算は、基本、対外的な研修費ということなんですよね。どこかに行くとか、庁内で、市役所の中で、内々でやる研修費用っていうものではなくて、よそに行って受ける研修費用と

思っているんですね。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。研修関係事務費の中には、県外に行ってやる研修も入ってますし、それから庁内、職員がやる研修費用も、この中に含まれております。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 そうであるならば、ちょっと意見ということも含めてなんですが、冒頭、部長のほうから、職員が、2人の件の話もありましたけど、そのうちの1つ、その方がどうかは分からないけれども、生活保護関係で、本来であれば、病院とかに入院すると、保護費がちょっと変わってくるんですね、扱いがね。利用されてる方のほうが、親族さんかな、入院することになるのでっていうお話をされてたんだけど、結局その生活保護費の変更がなされなくて、入院された、実際保護を利用されてた、生活保護を利用されてた方が亡くなられて、亡くなられて、結局返還金というのが出てきたわけですよ。その親族の方に、そのお話が行ったときに、入院するって言うたのに、その手続をしてくれてなかったのは市なのに、そんな後になってっていうようことで、いろいろこう不満といいますか、苦情といいますか、そういったことをお話しされたそうなんです。すると、その担当の方が言われたのが、細かいやり取りは聞いてませんが、市長にもう話してくださいって言われたそうで、それで、大概普通は、上司を呼んでくるとか、そういったことをするのが普通だと思うんですけども、市長にもう話をしてくださいと言われたということで、ちょっとね、憤りを持っておられましたので、やっぱりちょっと、そうはいつでも、対応するときの対応の仕方とか、やはりそこは、ちょっと庁内の研修費も含まってるっていうことなので、やっぱり、そういったところはよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか御意見ありますか。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。13ページの一番下、ふるさと納税の関係です。今回、補正が出てるんですけども、このように、ふるさと納税が、収入のほうとの関係であります。増えた要因というのは、どのように分析をされておられるのか、分かる範囲内で聞かせてください。

○戸田昭弘資産活用推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 戸田課長。

○戸田昭弘資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、戸田です。ふるさと納税の金額が、収入金が伸びた理由ということでございます。これにつきましては、12月補正時にも、若干触れさせていただきましたが、今年度、新たに開発、開拓しました返礼品がございまして、それは、鳥取市内で製造されております炊飯器、こちらのほうを、10月から返礼品として提供し始めました。それが大変好評をいただいております。3か月程度、12月までの3か月程度で、約1

億5,000万円ぐらいの寄附を頂いたということでございまして、大体、総寄附金額の4分の1程度を占めるというようなことになりまして、それが一番の伸びた理由であるというふうに考えております。寄附単価も高い炊飯器ということも、その一因でございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 本当に今聞かせてもらって、内容いいなと思いつたんですが、その製品が選ばれたのは、どこら辺がいいということになってくるんでしょうかね。

○戸田昭弘資産活用推進課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 戸田課長。

○戸田昭弘資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、戸田です。はい。こちらにつきましては、私どもも外部ウェブサイト、現在7社と提携しておるんですけども、そのうちの1社の方とお会いする機会が、たまたま鳥取でございまして、こういった電化製品なりというのが、非常に人気があるんだよというところをお伺いしまして、じゃ、鳥取市内で、どういった企業が製造しておられるのかというところを、ちょっと一緒になってリサーチしたっていうところもございます。その結果、出てまいりましたのが、その炊飯器というところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 15ページの一番下の段の谷山共同浴場（下湯）解体事業についてですが、この谷山共同浴場というのは、これ、吉岡にある共同浴場ですか。

○武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、武田局長。

○武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、武田です。吉岡にある下湯という施設でございます。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 私も、ここを二、三回入らせていただいたことがあるんですが、無料で入らせていただいております、これは、そもそも誰の所有、共同浴場ということになるので、町が持って管理しとるものなのか、その辺の内容を少しお聞かせいただきたいと思います。

○武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 はい。すみません。委員長。

◆吉野恭介委員長 武田局長。

○武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 はい。これは、鳥取市のほうが、過去に同和対策事業の関係で、谷山地区ですか、その共同浴場として設置したもので、現在は、吉岡温泉の例えば一ノ湯とか、そういうのもできました関係で、そこについては使用を中止してるものがございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 分かりました。その所有は鳥取市が設置をしてということで、ということは、

解体が212万5,000円、補正前の額ということですが、これは、工事費が減額となったということで、19万8,000円安くなったということですよ。それで、ということは、解体ということとは、もうそこは、もう廃止ということによろしいんですかね。

○武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 武田局長。

○武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、武田です。こちらのほうに計上しておりますのは、あくまでも解体設計費ということでございます。212万5,000円としているのは、要は解体の設計費ということで計上しております。はい。今後につきましては、解体しますと、その施設については廃止ということになります。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員、よろしいですか。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑ありますか。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。すみません、ちょっと2点だけ確認させてください。13ページの総合防災対策費ですけども、防災行政無線日光中継局撤去事業費ということで、事業確定のマイナスになってるんだらうと思えますけども、これは、デジタル化によって中継局というものが、もう必要なくなったということでの解体なのか、デジタル化、市内全域完了したと思うんですけども、ほかにも、例えばこういう中継局というのが複数あって、まだ残ってたりするのか、全て解体終了してて、もう今回の中継局の解体で完了したのかどうか、聞かせてください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。まず1点目の解体の理由といえますのは、おっしゃられるように、デジタル化に伴って、旧の気高町時代に使用していた中継局が使わなくなったということでの解体でございます。

2点目のお尋ねにつきましては、少々お待ちいただいてよろしいでしょうか。確認いたします。委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。確認しましたところ、こういったデジタル化移行に伴う解体というのは、もうこれが最後というようなことです。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほか質疑ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 16ページの真ん中辺りの地域共生社会推進・生活困窮等包括的支援事業費で、一番右側の内容のところ、837万4,000円の増額補正なんですけれども、国庫補助金等の精算による増ってなっていて、でも、国庫補助金等っていうのが91万2,000円しかなくて、一般財源が746万2,000円なんですけれども、これは、その国庫補助金が増えたから、一般財源がこっだけ増えるっていうことなのか、ちょっと中身がよく分からなくて、説明が、国庫補助金等の増っていうのは書いてあるけど、国庫補助金91万2,000円しかないのに、八百何がしの増額

ってというのが、ちょっと説明では分からないので、ちょっと詳しく教えていただけませんか。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。地域共生社会推進・生活困窮等包括的支援事業費ですけども、大きくは、住居確保給付金等の当初の積算として、確実なところで、いわゆる、ちょっと多めの積算をしておりましたが、実際にはそれほど伸びてないところもありまして、そういった辺りの精算をさせていただくのが主な金額となっておりますので、もともと国庫補助金を確定していただいていたもの、その住居確保給付金が、本来より支出が少ないということを見込んでの償還の金額が増えてるということでございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません、説明書きで、その国庫補助金等の増額、精算による増ってあるので、何か圧倒的補正額に、それが含まれてたら説明書きとしては分かるんですけど、国庫補助金91万2,000円しかなくて、一般財源が700万もあるっていうのが、その説明書きとどう理解していいのかが分からないんです。ちょっと今の説明でも分からないんです。うーん、このトータル837万4,000円かな、これの中身が知りたいです。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。説明が不足しておりまして、申し訳ございません。歳入については、令和2年度に入っておりまして、令和3年度の実施に当たって、精算をさせていただいてる金額になります。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 その、言わば国庫補助金の精算分というのは、91万2,000円だけなんですよね。ていうことと、その一般財源の746万2,000円っていうのは、じゃあ一体何なのかっていうのをお願いします。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、川口でございます。大変申し訳ございません。少し確認をさせていただいて、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。先ほどの加嶋委員さんの御質問に対してのお答えなんですが、この数字の合わない部分というのは、これは、委員会は違うんですけど、跡地整備の、跡地の特別委員会の関係の部分の減額の補正がありますので、その部分が、ちょっと数字が影響で合わないといった形でございます。また、跡地整備の委員会のほうには、また改めて説明させていただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。跡地は先議があったですか。

（「その辺はなかったです」と呼ぶ者あり）

◆加嶋辰史委員 分かりました。では、跡地の委員会のときに、確認をさせていただきます。失礼しました。

◆秋山智博委員 じゃ、その間に、質問。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。星見委員が尋ねられた谷山の温泉の解体の関係ですが、地元とは、私が内容をほとんど把握してないので、尋ねるのはほんのちょっと申し訳ない部分もあるんですが、何かこの温泉の関係で、権利みたいなものがあつたりとか、なかつたりとかっちゃうものは、あるのでしょうか、どうでしょうか。そこら辺を、もしあるとするならば、聞かせていただけたらと思います。

○武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 武田局長。

○武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 はい。すみません。温泉の権利は、以前の鉱泉権ですかね、利用権っていうんですかね、温泉の関係があつたというふうには思っております。ただ、この解体につきましては、谷山地区のほうから要望等がありまして、跡地の利用等も含めて解体してほしいというような要望がありまして、予算のほうを計上させていただいてるものでございます。ちょっと権利のほうの関係につきましては、そういう権利があつたというの話は、また吉岡温泉のほうと、この谷山区のほうと、その詳細なものについては、すみません、この場ではちょっとすぐにはお答えできません。申し訳ありません。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。今のお話で、跡地活用についても、そういう話合いみたいなものもあつたりしとるということでいいんでしょうか。

○武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、武田局長。

○武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、武田です。跡地活用につきましては、実は、この底地が、敷地が、これが実は地元の所有でございまして、跡地については、地元のほうが、吉岡温泉の、何というんですか、活用にしたいと、温泉の、何っていうんですか、活用したいということでありまして、そこについて、特に、市のほうと詳細の打合せというのは、一応行ってはおりません。以上です。

○浅井俊彦総務部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 浅井部長。

○浅井俊彦総務部長 はい。総務部長の浅井です。温泉、源泉の権利は、吉岡温泉町のほうが持っていらっしゃるしまして、谷山地区の共同浴場は、谷山地区が管理していらっしゃるしまして、もともとは谷山地区の方は無料で使っていておりました。地区外の方が利用されるとき

に、利用料が入ってございましたけれども、これを、一ノ湯を整備の際に、吉岡温泉町全体で管理するというようなことになりまして、ですから、源泉の権利というのは、吉岡温泉町が一括で管理されて、現在は管理されていらっしゃいます。従前、無料で使っていらっしゃいました谷山地区の方は、一ノ湯のほうで、無料で利用できるというような格好で、町内で整備されて今使っていらっしゃるということです。一ノ湯の開設の際に、この谷山地区、そういった利用形態にするということで、地元のほうで、谷山地区のこの下湯については廃止するという、そういった経緯であります。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。度々重複しております、大変申し訳ございません。ちょっと最初の説明が少し間違っておりますが、基本的には、令和2年度に実施した事業の補助金の精算が、今年度から、今年度に入ってからということになりますので、その精算によるものが基本的な数字になっておりますし、あと、非常に分かりにくいのが、今年度分の事業についても、少し減額しているものが入っておりますので、そこが一緒になった数字になっておりまして、ちょっと分かりにくい数字になっておりますが、令和2年度分の補助金の実績が、今年度に入ってから償還分と、確定した上での償還分と、今年度事業の見込みで減額をさせていただくものを合わせた金額となっております。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 例えば、その上にある中央人権福祉センターの管理運営費で、国庫補助金の償還による増等ってなっていて、一般財源が91万9,000円返さなあかんお金が増えたんだなあっていうふうに理解したんですね、それはね。その下でいくと、言ってるように、補助金等の精算による増ってなってるので、その精算があって、国庫補助金の精算の結果がこれだけの金額。それに伴って、なぜ、一般財源がこんなに要るんだろうかっていうふうに思っただけなんですね。説明書きを読んで、そう思っただけだから、私は、説明書きがちょっとまずいんじゃないのと。もうちょっと分かりよい説明書きにすれば、私も引っかけからず済んだという、それだけの話なんですよ。うん。だから、分かりやすい説明書きをしてくださいということです。はい、以上です。

◆吉野恭介委員長 納得されたということで。

◆伊藤幾子副委員長 そうです。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号令和3年度鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第28号令和3年度鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算の御説明をお願いいたします。

○武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、武田局長。

○武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、武田です。資料番号の資料ページ、19ページを御覧ください。住宅新築資金等貸付事業特別会計でございます。

まず、大きなものとしましては歳入で、前年度からの繰越金がほぼ確定してましたので、それを1,021万3,000円増額をさせていただきます。

また、諸収入につきましては、それぞれの貸付金の元利収入を事業実施見込みに伴いまして補正をさせていただいております。

次に、歳出でございます。歳出につきましては、主には、先ほど言いました繰越金が増額した関係で、一般会計への繰り出しを増額を、838万8,000円ほど増額をしております。

また、事務費については、実績見込みによりまして、事務経費の減額をしております。歳入・歳出同額で、775万1,000円増額をしているところであります。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。説明をいただきました。

それでは、議案第28号令和3年度鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算の質疑を行います。本案について、委員の皆さんから質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第28号令和3年度鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算を採決いたします。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号令和3年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 次に、議案第31号令和3年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算の御説明をお願いいたします。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。財産経営課、一村です。財産区管理事業費特別会計の説明をさせていただきます。

歳入に関しましては、資料1の21ページを御覧ください。補正予算が必要な用瀬町美成財産区のほか、9財産区における事業の決算実績見込みに基づきまして、予算上の調整を行った結果、116万4,000円の増額となりまして、補正後額は1,347万3,000円になります。

次に、歳出に関しましては、同じく資料1の22ページを御覧ください。事業別概要一覧は87ページと88ページとなります。同じく補正予算が必要な先ほどの各財産区につきまして、財産区管理会の決算実績見込みに基づき、調整を行った結果、歳出においても、歳入と同額の116万4,000円の増額となりまして、補正後額は、同じく1,347万3,000円となります。

補正予算の中身としましては、財産区の立木の売払い収入ですとか、土地の使用料収入などについて、入ってきた収入についての歳出面での調整を行ったものが主なものでございます。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。説明をいただきました。

質疑に入ります。議案第31号令和3年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第31号令和3年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算を採決いたします。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて先議分以外の議案説明に入ります。議案第40号鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての御説明をお願いいたします。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。付議案等の説明資料、資料2のほうを御覧ください。2ページでございます。議案第40号鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらのほう改正の目的としましては、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正が、令和3年の6月9日に公布されまして、令和4年の4月1日施行となりますが、こちらのほうの一部改正に伴いまして、所要の整備を行うものでございます。

改正の内容としましては、まず、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止しまして、任用当初からの取得を可能とするというものでございます。

また、次の（2）番ですが、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認の措置について義務づけることとしております。これは、第23条を加えるというものでございます。中身としましては、周知事項として、育児休業制度、育児休業の承認の請求先、育児休業給付に関する必要事項、それから、育児休業の期間について負担すべき社会保険料の取扱い、こういったものを周知をさせるというものでございます。周知する方法としましては、ここにあります、面談でありますとか書面交付、電子メール等、こういったものを活用して周知を図るといようなものでございます。

それから、3番目、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について定めることとしますということで、これも、第24条を加えるものでございます。こちらのほうは、育児休業に係る研修の実施というものや、育児休業に関する相談体制の整備、また、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置（育児休業取得事例の収集及び提供、育児休業制度及び取得促進に係る方針の周知）等を行うというものでございます。こちらのほう、鳥取市におきましては、研修に関しては新規採用研修でありますとか、そういったところで休暇制度の説明を行っておりますし、相談に関しましては、適宜所属のほうで相談を受けたり、職員課のほうで相談を受けているというような状況です。また、育児休業の体験記でありますとか、男性職員の体験記、子育て体験記等の紹介なども行っておりますし、また、こういった制度の周知を図るということで、育児・介護支援の手引でありますとか、次世代育成／女性活躍特定事業主行動計画、こういったものも策定いたしまして、周知を図っているところでございます。

3番の施行期日としましては、令和4年の4月1日から施行するというものでございます。説明のほうは以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしということで、次に入ります。

議案第41号鳥取市特別会計条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第41号鳥取市特別会計条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

○武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 武田局長。

○武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 はい。それでは、議案第41号鳥取市、41号の説明をさせていただきます。鳥取市住宅新築資金等貸付事業及び鳥取市介護老人施設やすらぎの起債の償還が、令和3年度でもって終了するため、鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計と鳥取市介護老人保健施設事業費特別会計を廃止するものであります。

なお、廃止後の歳入・歳出につきましては、令和4年度の一般会計で計上することとしております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。説明をいただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、次に参ります。

議案第42号鳥取市税条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第42号鳥取市税条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 坂本局長。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。市民税課、坂本です。では、資料2の7ページを御覧ください。議案第42号鳥取市税条例の一部改正についてです。

内容につきましては、2番改正の内容ですが、まず、1つ目ですけれども、認可地縁団体におかれましては、収益事業を行わない場合は、均等割、法人市民税の均等割の課税免除を行う仕組みになっております。ただ、今のその条例の規定ですと、第2項で、その課税免除を受ける際に当たっては、申告書を提出していただく必要が義務づけられておまして、課税免除というのは、そもそもこちら側が調査をして、課税自体を免除する仕組みでありますので、申請書に基づくような規定は、あまりふさわしくないということで、その代わりに、法人の設立異動申告書、これは規則で定める様式なんですけれども、そちらのほうで収益事業をされてるか、されていないかをチェックしていただくような仕組みに切り替えるということを検討いたしましたので、そちらの部分について、第2項のその申告、申請書の提出を不要とすることといたしました。

2つ目ですけれども、こちらにつきましては、市民サービスの向上を目指して、市民税、固定資産税、軽自動車税の種別割、特別土地保有税の減免の申請が、今までは納期の7日前までにさせていただく形にしておりましたが、このたびの改正で、納期限までに申請をしていただければ、減免の申請を受理するという形の改正をかけたいということで、一部改正を上げております。

3番目、こちらは、NPO法人の特定非営利活動法人未来さん、これ倉吉のほうに事務所を構えていらっしゃるって、市民スポーツ大会とかスポーツ教室の企画、それから福祉の相談、支援事業などを行っておられる法人ですけれども、こちらのほうから、この法人に対しての寄附金について、個人市民税の寄附金控除の対象にしてほしいという申請が上がってきましたので、

審査の結果、適確であるというふうに判断をいたしまして、個人市民税の所得割の寄附金控除の対象法人に上げることとしております。

その他、4番目ですけれども、事業所・家屋敷課税という、鳥取市に住所を持っていなくても、以前もこの委員会で説明させていただきましたが、家を、家とか事務所を所有されていて、それが、自分でいつでも居住に供することができたりとかする場合は、その市民サービスを享受する、鳥取市からのサービス、行政サービスを享受しているということで、均等割を課税する、その住所がなくても均等割を課税する仕組みがあるんですけれども、今この規定が、3月15日までに申告書を提出させることができると、市長が申告書を提出させることができるという規定になってますけれども、ちょっとこの規定のままだと、3月15日までしかその申告書を提出させられないのかという誤解を招くことになりますので、3月15日までにという文言を削除する改正を加えさせていただきたいと思っております。

いずれも、施行日は、令和4年4月1日の施行とする予定でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。説明をいただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、次に参ります。

議案第48号鳥取市住宅新築資金等貸付条例の廃止について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第48号鳥取市住宅新築資金等貸付条例の廃止についての説明をお願いいたします。

○武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 武田局長。

○武田敏男人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、武田です。それでは、議案第48号の説明資料としましては、付議案の説明資料8ページ、9ページになります。

議案第41号で御説明のほうをさせていただきましたが、令和3年度をもって、貸付けの起債が、起債の償還が終了するために、鳥取市住宅新築資金等貸付条例に併せて、条例を廃止するものであります。

昭和42年から平成8年にかけて、住宅新築資金、住宅改修資金、宅地取得資金として貸付けされたものであります。償還予定額が、全体で107億1,840万1,000円というもので、令和3年度末の未収額としては、8億7,509万3,000円を見込んでおります。その内訳ですが、住宅新築資金が5億3,315万6,000円、改修資金が、住宅改修資金が8,503万5,000円、宅地取得資金が2億5,690万2,000円となっております。

冒頭説明させていただいたとおり、特別会計に伴いまして、令和4年度から一般会計において、収納推進課と連携しまして、未収金の回収と債権管理に取り組んでまいります。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。説明をいただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、次に参ります。

議案第51号鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第51号鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。それでは、議案第51号鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。付議案は27ページ、委員会資料は、資料2の10～13ページでございます。

この条例改正は、鳥取市消防団員の出動報酬について定めるほか、所要の整備を行うためのものでございます。背景及び経過としましては、資料の10ページに記載しておりますが、少子高齢化などによりまして、全国的に消防団員の数は、年々減少しております。本市消防団も、年度当初団員数ベースで比較しますと、令和3年度4月1日現在1,268人ですが、5年前の平成28年度より34人、10年前の平成23年度より68人の減少でございます。

これを重く見た国は、有識者による消防団員の処遇等に関する検討会を立ち上げまして、消防団員の報酬や消防団活動の在り方、消防団に対する理解の促進などについて議論し、昨年8月に最終報告をまとめましたが、その中で、消防団員の報酬につきましては、同年4月に、中間報告としてまとめられたものが、先行して示されました。この概要は、資料11ページでございます。

中間報告では、消防団員に対する報酬を2種類とし、1つは消防団員という身分を持つことに伴う、日常的な活動に対する報酬である年額報酬と、これは、資料12ページを見ていただければと思うのですが、年額報酬といいますのは、資料12ページの真ん中ほどに表がつけてあります。消防団員の階級によって、年間に支給される報酬でございます。これと、もう一つは、実際の出動に応じた出動報酬とすること。また、出動報酬は1日7,000円～8,000円程度の額を標準的な額とすること。団員に支払う報酬と維持管理費等消防団運営に必要な経費を区分して、市町村において、適切に予算措置すべきであること。こういったことを主な内容としております。

本市としましては、他の自治体の動向や本市消防団の意向確認の上、国の検討会の報告の趣旨に沿いまして、鳥取市消防団員の報酬を、年額報酬と出動報酬の2種類とすることを明確にし、そのうち出動報酬につきましては、令和4年度の出動から、これまでの費用弁償、出動手当とも言っておりましたが、これまでの費用弁償として支給していたものを報酬化しますとともに、その額を、水火災の出動の場合1日8,000円、警戒の場合は1日3,000円、訓練・その他の消防団活動の場合は1日1,900円に引き上げることとし、このたび条例改正案を提案したものであります。以上です。

- ◆吉野恭介委員長 はい。説明いただきました。
委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、次に参ります。

議案第55号包括外部監査契約の締結について（説明）

- ◆吉野恭介委員長 議案第55号包括外部監査契約の締結についての説明をお願いいたします。
- 富田恵子総務部次長兼総務課長 はい、委員長。
- ◆吉野恭介委員長 富田次長。
- 富田恵子総務部次長兼総務課長 はい。総務課、富田でございます。付議案35ページ、御覧ください。包括外部監査契約の締結についてであります。
包括外部監査は、地方自治法に基づき、中核市は義務化されており、平成30年4月、中核市移行から毎年度外部監査人が監査を行っております。
契約目的です。包括外部監査契約に基づく監査の実施及び当該監査の結果に関する報告の提出。契約の期間ですが、令和4年4月1日～令和5年3月31日。契約金額です。713万円を上限とする額としております。前年度と同額であります。契約の相手方、税理士田中幸一朗氏、この方は、令和3年度の包括外部監査の補助人の方でございます。以上でございます。
- ◆吉野恭介委員長 はい。説明をいただきました。
委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- ◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、先議分以外の審議を、説明を終わります。終了いたします。

令和3年陳情第12号母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する意見書の提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 それでは、続いて陳情審査に入ります。令和3年陳情第12号母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する意見書の提出を求める陳情について、委員の皆様から質疑、意見等はございますか。御意見はありませんか。
- ◆秋山智博委員 じゃあ、はい。
- ◆吉野恭介委員長 秋山委員。
- ◆秋山智博委員 はい。この陳情内容を見ますと、大変な人権侵害が行われているというふうに思うところですが、ただ、内容の事実を確認することが現時点できないものですから、少し無理があるかなあと、この委員会で採択というには無理があるかなと感じたところではありますが、執行部のほうで、そこら辺りで参考になるような情報とか確認等、持ち合わせておりましたら、聞かせていただけないでしょうか。
- ◆吉野恭介委員長 執行部のほうで。はい、富田次長。
- 富田恵子総務部次長兼総務課長 はい。総務課、富田でございます。申し訳ありませんが、確

認できませんでした。全国的に同じような内容の陳情が出ているところは確認いたしました。内容については確認できませんでした。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私も、これを読んで、以前にその法輪功どうのこうのっていう陳情も出たことがあったんですけど、やっぱりその事実確認っていうことができないっていうことで、今回もその事実確認ができないことに対して、しっかりと審査するっていうことはできないと思いますので、結論から言うと、私は、これは不採択だと思います。以上です。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 この求めている内容というのは、基本的には、中国政府の内政問題との立場でありまして、政府として、中国政府の立場を尊重して、香港の秩序ある発展を求めていくということでありまして、また、地方自治法第99条による地方議会の意見書は、当該地方自治体の公益に関する事項につき、意見書を提出できると定めておりまして、外交問題について意見書を提出するということは、地方自治法の趣旨になじまないものということでありまして、不採択ということでありまして、

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ございますか。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。私も、結論から言えば、なかなか難しいだろうなと思います。皆さんが、既に御発言されていらっしゃるんですけども、やっぱりこの内容について、これが事実を確認取ることが、現状無理だと思われまして、星見委員もおっしゃいましたけども、まさにこれ、事実かどうか分からない中で、意見を提出することってというのは、なかなか無理だと思います。それから、中身につきまして、外交的なことにも関わってくるような内容にも発展しかねない中で、裏づけのない意見書というものを提出するっていうことは、無理なのではないかなというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見、質疑ありますか。はい。質疑なしと認め、よろしいですか。はい。質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。令和3年陳情第12号母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する意見書の提出を求める陳情を採決いたします。本陳情の採択に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手少数と認め、本陳情は不採択と決定いたしました。

それでは、不採択の理由を確認させていただきます。委員の皆様から、先ほど御意見が出ておりますけども、再度御意見を確認させていただきたいと思っております。

はい。じゃあ、皆様から意見、出された意見を何点か出ておりましたので、それを再度集約して皆様に御提案したいと思います。正副委員長で、まとめさせていただくこととしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。

鳥取市業務継続計画について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告に入ります。鳥取市業務継続計画についての御説明をお願いいたします。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。資料は、資料2の14ページ、15ページを御覧ください。本市では、令和3年度に、鳥取市業務継続計画の更新を行っているところでございます。このたび、概要版、案ではございますが、概要版を作成いたしましたので、進捗の報告としまして報告させていただくものでございます。

それでは14ページでございますが、まず、この本日の御説明は、地震・津波編としております。風水害編も作成いたしますが、これにつきましては、地震・津波編と重なるところも多くございますので、本日は地震・津波編で御説明さしあげたいと考えているところでございます。

まず、第1部は、基本事項でございます。これにつきましては、大きく3点、基本目標と目的、計画の基本方針、業務継続のために重要な6つの要素、これにつきましては、6月、12月の定例会で御説明させていただきましたので、中身につきましては、割愛させていただこうと思いますが、後ほど説明します第2部以降に、方針が、この方針がどこに位置づけられているのか、重要な6つの要素がどこに位置づけられているかということ、それぞれの項目の見出しに記載しておりますので、御参考にいただければと思います。

第2部でございます。災害発生時の被害想定でございます。地震・津波編の被害想定につきましては、地震につきましては、鹿野・吉岡断層の地震の被害想定、また、津波につきましては、佐渡島北方沖断層の地震の被害想定を用いて、鳥取市に最も影響が大きく、建物被害が最大となる冬の18時または深夜で、かつ感染症の県内発生期を想定しておりますのでございます。

資料の右側のほうに行きまして、第3部非常時優先業務でございます。これは、大きく2つ、非常時優先業務の選定と業務開始目標の設定でございます。非常時優先業務の定義等につきましては、これまでも御説明さしあげるところでございますので、資料のほうをお読み取りいただければと思っております。

選定した非常時優先業務数としましては、応急業務が、地域防災計画に定められた業務数である403、優先通常業務が、全業務のうち、これは6,266の業務が鳥取市では行っておりますが、そのうちの約6割ですね、3,665の業務数を、1か月以内に優先的に実施する。合わせて4,068の業務を非常時優先業務として、現在のところ整備しようとしております。この数値につきましては、今なお精査中ですので、最終版まとめるまでに、若干の変動があり得ることを御

承知いただければと思います。これについては、方針1と要素6に当てはまるものでございます。

続きまして、業務開始目標の設定でございます。これは、方針3に当てはまるものでございますが、限られた資源で、実施すべき業務の選択とその優先度、これは、時間目標をあらかじめ定めておくことで、余剰人員を生み出す時期のめどを立て、通常業務の早期再開につなげるための設定でございます。その下に、これは、国のガイドラインにより、抜粋して例示したものでございまして、このたびの鳥取市業務継続をまとめるときには、申し訳ございません、鳥取市の業務として、ここを置き換えるものでございます。現在記載しておりますのは、国のガイドラインにより抜粋した例示でございます。例えば1時間、3時間、12時間というような区切りをしておりますが、1時間以内には、災害対策本部体制の確立や、救急・救助活動の開始を応急業務として行い、同じ12時間までの時間帯には、優先通常業務として、個人情報や重要情報の保護を行う、また、感染症対策の実施を行うというようなことで、以降、時間軸に沿って、それぞれの時間までに、どのような応急業務、優先通常業務を行うかということを整理事ることといたしております。

続きまして、15ページでございます。第4部の業務継続体制でございます。まず1点目、執行体制、これは重要要素1に当てはまるものでございます。職務順位としまして、本部長、市長でございますが、の不在時は、副本部長、副市長が、本部長及び副本部長の不在時は統括部長、これは危機管理部長でございますが、がその職務を代行するというもので、位置づけたいと考えております。これは、地域防災計画の災害対策本部体制に定められてるところでございます。(2)の職員参集でございます。これにつきましては、災害時に、時間を追って参集できる職員の数や割合を、グラフとしてまとめているところでございます。棒グラフのほうは、時間区切りごとの参集者数の絶対値といいますか、参集者の数。折れ線グラフにしておりますのは、職員数に対する、全職員に対する参集率ですね、これを割合として棒グラフでも、併せて表示しております。オレンジ色の棒グラフが、通常時の参集率、失礼しました、折れ線グラフが通常時の参集率、青が、感染症を考慮して、感染症が流行している時期を考慮しての参集率を、折れ線グラフにしております。この参集困難となる要因は様々でございますが、発災から1日目では、例えば全壊を、自宅が全壊・半壊によって被災するとか、県外にレジャーで出ているとかいうこともございますし、最終的には、職員が死傷するというようなことも想定して、参集率をはじいたというところでございます。

2の必要資源でございます。これは、方針2に当てはまるものでございます。1つ目は、人的資源でございます。先ほどありましたように、様々な理由で、人的、職員が参集できないというようなことがございます。発災直後につきましては、感染症を考慮しない場合であっても、約520人が不足するというような状況が想定されております。右のほうのグラフにつきましては、青の棒グラフが通常業務ですね、優先的に行う通常業務に必要な人数。赤、オレンジ色っぽい棒グラフが、応急対策業務に必要な人数でございます。それに対して、折れ線グラフが、どれぐらい参集するかというようなことを、同じグラフの中で示しております。言いますれば、棒グラフと、棒グラフの上端、上の端と、折れ線グラフの点、この合い差が不足する、災害時

優先業務を実施する際に不足する人数というようになります。

リスクと書いておりますが、課題とも言えると思いますが、発災直後は、多くの職員が参集できず、一定数が参集した後であっても、いずれの時間でも、業務に従事する人員が不足するおそれがございます。これに対する対策として、限られた人員により、業務開始のためのアクションカードや、庁内での動員・応援ルールや受援計画の検討をしたいと考えております。

(2)は、資料お読みいただくということで、次に右側の(3)水・食料・執務環境についてでございます。これは、要素3でございます。現状、災害対応に当たる職員の備蓄につきましては、職員用の備蓄や飲料水や食料の備蓄は行っておりません。また、この具体的な対応についても明文化されてございません。また、勤務や休憩ルールについても、現状具体的な措置は定められておりません。実際には、昨年の7月豪雨の際には、休憩スペース、会議室を休憩スペースとして、ちょっと活用したり、職員交代についてもローテーションで行ったというようなことはございますが、明確な明文化したものはございませんので、こういったことにつきましても、BCPの中で対策を明文化していきたいと考えております。

(4)の情報通信手段、(5)の重要な行政データにつきましては、資料を御参照いただければと思います。

こういったことを整備しまして、3でございますが、業務継続のための対策計画を講じることといたします。大きく人的資源に関する対策と、物的資源に関する対策、大きく2つに分けてまして、現状の課題について、どのような対策を取っていくべきかというようなことを抜粋して、この概要版では載せております。例えば、人員確保策の中では、受援計画を策定していくとかいうことになろうかと思っております。物的資源に関する対策でいいますと、庁舎の、例えば非常用発電等の整備を行っていく、こういった資源、必要資源に対する手当て、対策を、対策目標時期を定めて実施して、対策を実施していきたいと考えております。大きく短期的目標・中期的目標・長期的目標、今想定しておりますのは、短期的目標ですと、おおむね2年程度、中期で5年程度、長期的目標で5年、6年以上かかるというようなこともございますが、そういったスケジュール感で目標を設定していきたいと考えております。

最後、第5部でございますが、鳥取市BCPの継続的改善ということで、これは方針4に当てはまるものでございますが。策定するBCPの実効性を高めるために、アクションカードというものを作りまして、職員の教育や研修、訓練計画をしたいと考えております。これは、職員、参集できる職員が、必ずしも担当者や責任者が最初に参集できるとは限りません。到着した者から順次速やかに応急対策をはじめとする業務に取りかかっていくための、何をすればいいかというようなことを明らかにしたアクションカードでございます。こういったものを作りまして、作るとともに、以後のBCPも見直しを年次年次で行いながら、改良していきまして、いこうというものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から御質問等はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。資料の中に、各庁舎施設の状況っていうのがありますよね、庁舎施設のところで。それで、これを見ていると、什器転倒対策が未対策のところが4つあって、

あと非常用発電機が、1つが未整備ということで、先ほどの説明でいくと、そのBCPの短期・中期・長期そういう計画の中で、こういったことを整えていくというふうに理解をしたんですけど、したんですけどね、完成版ができる、できたときに、このBCPの完成版ができたときに、ここで言う未対策とか未整備のところ、対策済みになるようなのではないのでしょうかという。ほかのところは全部こうなってるのに、何でこんだけ残ってるのかなっていうのが正直なところなので、もうとっとやっちゃえばええのになんていうふうにするんですけど、その短期・中期・長期とかじゃなくて、こう完成するときに、ここはもう対策済みですよっていうのが、今分かってるのであれば、そこをちょっと教えていただけないでしょうか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。伊藤副委員長さんのお尋ねでございました。おっしゃる、この15ページでいいますと、下のほうの表の中に、未対策の部分がございしますが、BCP、先ほど申しましたように今年度策定と、今年度中の策定ということにしておりまして、対策済みで、未対策のところにつきましては、先ほどの短期・中期・長期の中で言えば、早急に対策を講じていきたいという整理にはなろうかと思いますが、何分、今年度中ということなので、当然予算のことも伴いますし、完成のときに、これが全部対策済みというようなことには、なかなかならないのではないかなと思いますけど、速やかに、この対応を取っていきたいというようなことは考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ということは、新年度の予算の中に、ここの未対策だとか未整備のところに係る部分、BCPでいったら短期のところに係る部分だと思うんですが、そういう予算は、含まれておるとおっしゃっていいのでしょうか。やっぱり新年度も、どこかしら、まだできてないところの対応は、しっかりとやられていくという予算の考え方になってるのかなという理解でいいですか。あまり詳しい話はいいのです。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。新年度の予算につきましては、まだ、新年度予算案の中には、具体的に対策としては、予算としては盛り込まれていないところ、今後関係課、実際の所管課等と協議をしながら、取り組んでいきたいと考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほか質問等ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認め、この件は終了したいと思います。

◆吉野恭介委員長 それでは、総務企画委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。分科会への切替えをお願いいたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午前11時42分 休憩

総務企画委員会に切替え 午後1時25分 再開

【監査委員】・【選挙管理委員会】・【出納室】・【市議会】

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、監査委員、選挙管理委員会、出納室、市議会の審査にと入ります。本日は、まず先議分の説明、質疑、討論、採決、続いて、令和4年度当初予算の説明という流れとしております。令和4年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行います。なお、質疑及び説明答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いをしておきます。

まず初めに、富山局長、小嶋局長、中村管理者、森山局長、初めは執行部の方々に御挨拶をいただきたいと思います。

○富山 茂監査委員事務局長 はい。監査委員事務局長の富山です。本日は、2月補正と当初予算、御審議のほう、よろしくお願ひいたします。

○小嶋 宏選挙管理委員会事務局長 はい。失礼いたします。選挙管理委員会の小嶋でございます。監査の局長が申しあげましたように、2月補正と令和4年度の当初予算について、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○中村理人会計管理者 会計管理者、中村です。本日は、この2月補正と、それから当初予算、御審議のほう、よろしくお願ひします。

○森山 武市議会事務局長 はい。市議会事務局長の森山でございます。同じく、補正予算と当初予算を計上しております。特別委員会のほうでもお話をさせていただいておりますとおりでございますが、内容につきまして、この後、局次長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願ひをいたします。

議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速、議事に入ります。議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

○富山 茂監査委員事務局長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、富山局長。

○富山 茂監査委員事務局長 はい。監査委員事務局の富山です。そうしますと、説明資料、横長の資料になりますが、2ページお願ひいたします。はい。

まず、総務管理費の公平委員会費でございます。予算書のほうは70ページでございます。公平委員会費は、60万円の減額を計上しております。これは、右側のほうにあります。都市公平委員会経費、公平委員会出席者負担金ですが、新型コロナウイルス感染症によりまして、会議が中止になったり、書面決議で行われたりしまして、出席旅費、参加負担金等が不要になったものでございます。

その下の次は、項6 監査委員費でございます。予算書のほうは、78 ページになります。監査委員会費全体としまして、68 万 5,000 円の減額を計上しております。まず、上の委員、事務局事務費でございます。監査費としてあります、右側のほうは監査費としておりますが、本年度、市議会と併せて導入しました文書共有システム、これに使用します端末3台、タブレット3台の使用料が、入札の結果、減額となったものでございます。

続きまして、都市監査委員会経費でございます。上の都市監査委員費、その次の西日本監査委員会負担金、これは、これも先ほどと同じ、新型コロナウイルスの関係で会議が中止になったり、書面決議になったりしまして、旅費とか、旅費等が、負担金が不要になったものでございます。

右側の一番下です。研修参加負担金です。これは、都市監査委員会で行われる研修に参加する予定でございましたが、中止となったために、オンラインで行います民間の研修に切り替えて、研修を実施したもので、3万円の負担金の増と計上させていただいております。以上でございます。

○小嶋 宏選挙管理委員会事務局長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい。小嶋局長。

○小嶋 宏選挙管理委員会事務局長 はい。補正予算につきまして、選挙管理委員会の所管分を説明させていただきます。説明資料の3 ページを御覧いただきたいと思っております。予算書は34 ページでございます。

まず、歳入についてでございます。国庫支出金、委託金、総務費委託金、選挙費委託金を1,759 万 1,000 円の減額とするものでございます。内訳といたしましては、在外選挙人名簿登録事務費について、事業費実績見込みによりまして1万 5,000 円の増、それと、衆議院議員選挙費を1,762 万 4,000 円の減、衆議院議員選挙臨時啓発費を1万 8,000 円増とするものでございます。

次に、説明資料の4 ページのほうを御覧いただきたいと思っております。予算書は76 ページでございます。まず、総務費、選挙費、選挙管理委員会費、選挙管理委員会費でございます。歳入で申し上げましたように、在外選挙人名簿調製事務費、こちらのほうを1万 5,000 円の増とするものでございます。それと、一般事務費39万 9,000 円の減とするものでございます。これは、新型コロナウイルスの感染によりまして、感染の影響によりまして、全国市区選挙管理委員会連合会定期総会、中国支部定期総会、研修会などが中止になったことによりまして旅費の減でございます。

次に、下のほうの欄ですけれども、衆議院議員選挙費でございます。これは、昨年10月31日に執行されました衆議院議員総選挙について、事業費実績によりまして、1,762 万 4,000 円を減額するものでございます。主な内容といたしましては、投票・開票事務従事者及び事務局職員などの職員手当等を886 万 9,000 円の減額、ポスター掲示場の作製・設置等の入札による請負差額によりまして、委託料を401 万 5,000 円減額するものでございます。

次に、衆議院議員選挙臨時啓発費でございます。事業費実績によりまして、1万 8,000 円を増額するものでございまして、期日前投票所案内看板等の作製費等の増でございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 中村管理者。

○中村理人会計管理者 はい。会計管理者、中村です。資料のほうは5ページとなります。出納室です。予算書は147ページ、所属別事業一覧は67ページとなっております。一時借入金利子の補正です。新型コロナウイルス感染症対策として拡充した制度融資の地域経済変動対策資金、コロナ枠等の金融機関への預託資金の一時借入金利子の事業実績見込みによるものとして、1,420万8,000円を減額させていただきます。減額の理由としましては、借入れ見込み、当初170億を借り入れる予定にしましたが、低く抑えまして、160億に、最高160までにとどめたいと思っております。それから、借入利息が入札により0.45%と見込んでおりましたけども、約半分の0.248%ということで入札しましたので、そういったものの減額によるものであります。出納室、以上です。

◆吉野恭介委員長 植田次長。

○植田光一市議会事務局次長 はい。続きまして、市議会事務局分です。資料のほうは、説明資料の6ページを御覧ください。

まず、歳入からでございます。雑入としまして、タブレット端末通信料の議員負担金を8万2,000円減額するものでございます。はい。これは入札の、先ほども説明ございました、入札の請け差による減額ということで、はい、上げさせていただいている分です。はい。

続きまして、次のページ、説明資料7ページのほうを御覧ください、はい。すみません、予算書のほうが64ページ、それから、所属別事業一覧のほうが67ページ、68ページでございます。はい。5つ上げさせていただいています。まず、調査研究費82万7,000円の減額をするものです。これは、旅費の見込みによる減、それから、市政の概要の印刷製本費、これも、入札の請け差により減額をするものでございます。

続きまして、議会報発刊費。これは、市議会だよりの印刷の費用になりますけれども、こちら、印刷製本費、決算見込額に基づき、17万1,000円の増額をさせていただくものです。はい。

続きまして、運営経費です。これは、計82万円減額をするものでございます。姉妹都市交流、それから視察受入れの中止に伴いまして、食糧費、それから、バスの委託料などの減額があります。それから、先ほども出ていました、タブレットのリース料の請け差による差額、これも減額になります。それから、手話通訳者の派遣費、定例会のほうに、傍聴席にお越しをいただいている分、当初の想定よりも回数が増えておりますので、この分について、それから、本定例会で流用してさせていただいているんですが、手話通訳の試行の事業分などの積算で合計しましたところで、八十、増減あるんですけども、82万円の減額ということで上げさせていただいております。はい。

続きまして、全国市議会議長会負担金等です。これは、中国市議会議長会ほか、6つの議長会、または協議会の負担金、計18万3,000円を減額するものでございます。はい。

続きまして、事務局費。これも、事務局関係の旅費で、事務局の職員の旅費になるんですけども、これも、実績の見込みにより31万1,000円を減額させていただいております。はい。説明のほうは以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をそれぞれいただきました。

それでは、議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◆吉野恭介委員長 それでは、総務企画委員会を終了し、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。切替えをお願いいたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午後1時38分 休憩

総務企画委員会に切替え 午後1時54分 再開

【その他】

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、総務委員会を再開いたします。

令和4年度総務企画委員会視察について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 その他ということで、令和4年度総務企画委員会の視察についてに入ります。

2月10日の代表者会議において、新型コロナウイルスに対する議会としての対応を協議いたしました。その中で、常任委員会及び議会運営委員会の視察についても協議した結果、視察を当面見合わせる方向で、各委員会に諮っていただきたいという話になりました。

これを受けて、総務企画委員会として、当面の間、視察を見合わせることにしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、賛成全員ということで、見合わせることにいたします。

なお、今後については、時期を見て改めて協議いたしますので、よろしくをお願いいたします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 以上で、総務企画委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

（ ） ありがとうございます。

午後1時55分 閉会

令和4年2月定例会

総務企画委員会・予算審査特別委員会総務企画分科会

日時：令和4年2月24日（木）

10:00～

場所：本庁舎7階全員協議会室

総務部・危機管理部

《総務企画委員会》

◎議案【先議分：説明・質疑・討論・採決】

議案第23号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第15号）【所管に属する部分】

議案第28号 令和3年度鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算（第1号）

議案第31号 令和3年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算（第1号）

◎議案【先議分以外：説明】

議案第40号 鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第41号 鳥取市特別会計条例の一部改正について

議案第42号 鳥取市税条例の一部改正について

議案第48号 鳥取市住宅新築資金等貸付条例の廃止について

議案第51号 鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

議案第55号 包括外部監査契約の締結について

◎陳情【質疑・討論・採決】

<陳情（新規）>

令和3年陳情第12号 母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する意見書の提出を求める陳情

◎報告

・鳥取市業務継続計画について（危機管理課）

《予算審査特別委員会総務企画分科会》

◎議案【予算審査分：説明】

議案第5号 令和4年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第10号 令和4年度鳥取市土地取得費特別会計予算

議案第13号 令和4年度鳥取市財産区管理事業費特別会計予算

↓裏面があります↓

監査委員・**選挙管理委員会**・**出納室**・**市議会**

-----《**総務企画委員会**》-----

◎議案【先議分：説明・質疑・討論・採決】

議案第 23 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 15 号）【所管に属する部分】

-----《**予算審査特別委員会総務企画分科会**》-----

◎議案【予算審査分：説明】

議案第 5 号 令和 4 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

-----《**総務企画委員会**》-----

その他

・令和 4 年度総務企画委員会視察について